

農業委員会だより

165号

令和7年8月1日発行

発行 / 四日市市農業委員会

編集 / 編集委員会

TEL.059-354-8271



皆さんは「泗水十貨店」をご存じでしょうか。「泗水十貨店」は四日市の伝統・文化を活かした地場産品や豊かな風土の中で育まれた特産品など、事業者こだわりの商品を集めた地域ブランドで、市内外へアピールすることで、四日市市の認知度やイメージの向上、地場産業の持続的な発展を目指していく新たな取り組みです。四日市（泗水）のこだわりをお届けするため、少数で厳選された特産品（十貨）を取り扱う商店をイメージしています。

何年間もかけて調査・研究を行い、令和5年度および6年度に期間限定で販売が行われました。その後も着実に準備を重ね、令和7年6月11日からは正式販売が始まりました。

現在は20もの事業者が認定され、厳正な審査を通過した商品が販売されており、その認定品の中には四日市市内で生産された農作物を使用した商品も数多く含まれています。

四日市のこだわりが詰まった逸品をお買い求めいただき、四日市の魅力を体感してみたいはいかがでしょうか。

主な内容

農地貸借の申し込み	P 2
農地パトロール実施	P 3
農家の皆様へのお知らせ	P 4
知って得する！農業者年金のご案内	P 5
農作業中の熱中症を予防しましょう！	P 6

農地貸借の申し込みはお済みですか？

(公財)三重県農林水産支援センターが仲介する農地中間管理事業法による農地の貸し借り(旧利用権設定)の締め切りが迫っています！

昨年度よりも締切が早くなっていますのでご注意ください！

12月1日契約開始分の締切日は 8月8日(金)です！

※四日市市では、農地中間管理事業法による農地の貸し借りの開始は年2回となっています。



提出書類

作成者	提出書類	必要となる場合	備考
双方	各筆明細 (いわゆる同意書)	必須	・押印が必要 ・原則 A3版
借受人	権利設定を受ける者の 農業経営の状況等	必須(提出は年に1回でOK)	・借受人が「個人」「農地所有適格法人」「その他の法人」により様式が異なる
貸渡人	共有者の同意書	契約する土地が共有名義の場合	・共有持分の過半の同意が必要
	相続関係説明図	土地の所有者が死亡している場合	
	他の法定相続人の同意書	土地の所有者が死亡している場合	・法定相続持分の過半の同意が必要
	(契約後に機構から貸渡人へ郵送される書類) 振込依頼書	賃貸借契約であり、賃料を金納する場合	・契約後に機構へ直接提出 ・初めて金納の契約をする場合のみ
双方	物納承諾書	賃貸借契約であり、賃料を物納する場合	・支払う物は、主食用玄米に限る

貸借期間について

貸借の期間は原則 10年以上となりますが、本市では以下のとおりとします。

貸借期間: 「10年」「15年」「任意の年数」の3種類から選択

※「任意の年数」は貸し渡し人と借り受け人の合意により決めていただくことになります。

設定期間は最長で40年とし、10年未満での設定もできることとしますが、5年未満である場合には三重県農林水産支援センターへ理由を説明する必要がありますので、5年未満とする理由を書面で提出してください。

申し込み・お問い合わせ先

四日市市農業委員会事務局

電話：059-354-8271

農地の利用状況調査 (農地パトロール)を実施しています。

農業委員会では、耕作されていない農地の把握や違反転用の発生防止のため、随時、農地の利用状況調査を実施しています。

■対象農地：市内全域の農地

■調査期間：随時実施

■調査方法：地域の農地利用最適化推進委員、農業委員および農業委員会事務局職員が実際に農地へ出向き、目視による調査を行います。



調査にあたり、各農地へ立ち入ることやお話を伺う場合がありますので、ご了承ください。農地保全のため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

農地の適正な管理についてのお願い

農地は一度荒れてしまうと、耕作できる状態に戻すのに大変な手間や多大な費用がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫の発生、鳥獣害等の温床となるだけでなく、廃棄物の不法投棄や、それが原因で悪臭や汚水の発生源になるなど、近隣の農業者や周辺住民の生活に支障を及ぼす可能性がありますので、農地法に基づき適正な管理をお願いします。

草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。なお、農地の貸付や譲渡を希望される場合は、農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談いただくようお願いします。

地域計画の話し合いについて

これまでの農業委員会だよりでも紹介しているとおり、四日市市内各地域の皆さまのご協力によって、今年3月に市内の15地区で地域計画が策定されました。

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくことを目標に毎年見直しを図る必要があるため、今年度も各地域で協議の場を設ける予定です。地域の農業を担う皆さまにおかれましては、話し合いへの積極的な参加にご協力をお願いいたします。



目標地図を見ながら地域で話し合う様子（昨年度撮影）

令和7年4月～7月の主な農業委員会活動

月 日	活動内容	参加者数	月 日	活動内容	参加者数
R7. 4.15	月例総会	農業委員 14名	R7. 6.13	運営委員会	農業委員 5名
R7. 5.15	月例総会	農業委員 15名	R7. 6.19	最適化推進会議	農業委員 12名 最適化推進委員 34名
R7. 6.13	月例総会	農業委員 14名	R7. 7.15	月例総会	農業委員 14名
R7. 6.13	編集委員会	農業委員 3名	R7. 7.15	運営委員会	農業委員 5名

※本市の農業委員会は、月例総会(許可申請等の審議など)、農地利用最適化推進会議及び年次総会(全体会)にて会議運営しております。

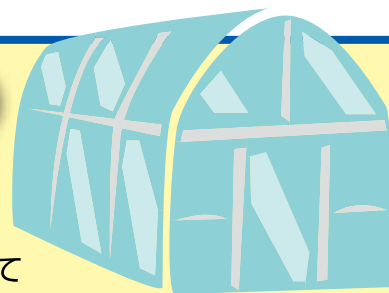
農家の皆様へ



稲わらの早期すき込みの ご協力をお願いします

台風シーズンが近づいています。水稻を収穫した後の稲わらを放置すると雨で流され、排水路やポンプ場に詰まってしまう、甚大な被害を及ぼすおそれがあります。すき込みは、稲刈り終了後なるべく早く行い周囲に被害を及ぼさないようご配慮をお願いします。

使われていないビニールハウスの 情報を集めています



昨今、農業分野への参入を検討している法人や、新規就農を希望されている個人の方から畑を探してほしいとの相談が増えています。畑の中でも、特に使われていないビニールハウスがないかという問い合わせが寄せられています。

ご利用になっていない、または近々利用予定がなくなるビニールハウスの情報がありましたら、農業委員会事務局へご連絡ください。

夏ならではのスイーツをご紹介します



休日に市内のお茶屋さんを巡ってきました。自社で栽培した茶葉を使った製品が販売されており、おいしいデザートを味わうことができます。今回はソフトクリームとプリン、炭酸飲料をいただきました。

皆さんも四日市市内の夏らしいスイーツをさがし、味わってみてはいかがでしょうか。

知って得する!

農業者年金のご案内

農業者年金とは?



サラリーマンの年金
(厚生年金)



報酬比例部分(老齢厚生年金)
国民年金(老齢基礎年金)

2階建て



農業者の年金
(国民年金のみ)



国民年金(老齢基礎年金)

1階建て

農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。サラリーマンのような厚生年金部分の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

農業者の年金
(国民年金+農業者年金)



農業者年金
国民年金(老齢基礎年金)



農業者年金の加入条件

農業者年金には、以下の3つの条件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者であり、国民年金の付加年金へ加入している(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 年間60日以上農業に従事している
- 20歳以上65歳未満である(60歳~65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者のみ)

農業者年金のメリットについて

- 農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

生計を一にする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額(最高額1人あたり年間80万4千円)が経営主の所得から控除できます。

- 農業の担い手には、保険料の国庫補助(月額最大1万円)があります。

国庫補助を受けるには、国民年金第1号被保険者等の農業者年金の加入要件に加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ①農業者年金に39歳までに加入していること
- ②農業所得が900万円以下であること
- ③農業の担い手要件を満たすこと

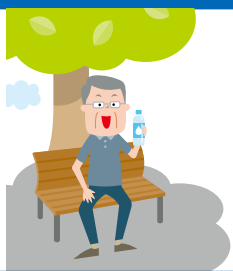
- ①認定農業者で青色申告をしている人
- ②認定新規就農者で青色申告している人
- ③①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

詳しい内容については、農業委員会事務局もしくはお近くのJAへお問い合わせください。

☀️ 農作業中の熱中症を予防しましょう! ☁️

暑さを避けましょう

高温時の作業は極力避けましょう。少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動しましょう。近くに涼しい室内がなければ、日陰へ移動しましょう。



こまめに水分補給をしましょう

作業中は1日あたり1.2リットル(ペットボトル500ml 2.5本)を目安に、どの渴さを感じる前に水分を摂りましょう。大量に汗をかいた時は、塩分補給も忘れないようにしましょう。



単独作業は避けましょう

熱中症になってしまった際、早期発見、対処が大切です。なるべく2人以上で作業し、お互いが視界に入るように作業したり、時間を決めて声をかけあう等、作業者に異常がないか、定期的に確認できる環境で作業しましょう。



熱中症対策アイテムを活用しましょう

帽子や吸湿速乾性の衣服、空調服や送風機を活用しましょう。頭を直射日光から防いだり、暑さを感じにくくする効果があります。



熱中症が疑われたら

- エアコンが効いている室内や風通しの良い日影などに避難
- 身体を冷やす(首周り、脇の下、足の付け根など)
- 水分補給(スポーツドリンクなども利用する)

自力で水が飲めないなど、身体に異常がある場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう。



全国農業新聞



NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!

農家のための情報誌『全国農業新聞』

- ◆発行日/週一回(毎週金曜日) ◆発行元/全国農業会議所
- ◆購読料/月700円(送料、税込み)

○お申込みは、
農業委員会事務局まで ☎354-8271

編集後記

早いもので今年も夏本番をむかえる時期がやってきました。3月から4月にかけて気温が低い日が多く農産物への悪影響が心配されましたが、収穫を目前にして作物はぐんぐんと成長しています。

農業者の高齢化や後継者不足が進んでおり、農地の荒廃が進行しています。耕作放棄地の解消に向けて、早めの対応が必要です。

農業委員としましては、未来ある若手農業者や新規就農者が活気のある農業に集中する為にも、農地パトロールや地域の皆様との情報を共有し、地域農業の発展に向けて引き続き努力してまいります。

〔農業委員会だより 編集委員会〕

森 勇志/古市 ひとみ/奥山 邦典



四日市市農業委員会憲章

私たち農業委員会は、誇りと責任をもち夢とゆたけのある明るい農業を育てるため、次のことを誓います。

- 一、明日のいのちを守る確かな農業をつくります。
- 一、水とみどりの農地を守りみのり豊かな農業をつくります。
- 一、担い手を育て活力ある農業をつくります。
- 一、消費者と心のかよい合う農業をつくります。
- 一、世界に目を向け新しい農業をつくります。

制定 平成三年六月六日